

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人事業者の消費税の課税対象

Q：私は印刷業を営む個人事業者です。この度、新しい機械を購入する資金に充てるために今まで事業のように供していた機械と鉄屑そして私が個人的に趣味で所有していた絵画を売却しました。これらの資産の売却については消費税の課税対象になるのでしょうか。

A：消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸し付け及び役務の提供が課税対象となります。

この場合、事業として行う資産の譲渡や貸し付けは、事業活動の一環として又は事業活動に関連して行われる棚卸商品以外の資産、例えば事業の用に供していた建物、機械、スクラップ等の売却代を含みます。

従って、事業の用に供していた機械と鉄屑の売却は、消費税の課税対象となります。

事業に関係なく個人的に所有していた家事用資産である絵画については、事業者以外の者が家事用資産を売却したのと同じように取り扱います。たとえ事業用資金に充てるための目的で売却したとしても、事業に付随して行われたものではないので、消費税の課税対象とはなりません。

個人事業者については、上記のように取り扱いますが、法人については全ての取引が事業として行ったものとなります。

